

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月24日
【計算期間】	第23特定期間(自平成20年11月26日 至 平成21年5月25日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド (以下、「当ファンド」という場合があります。)
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	森下 泰幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	0 3 - 5 9 6 2 - 9 1 6 5
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、世界各国の公社債に投資し、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。なお、原則として取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB格以上）を得ている公社債に投資します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

単位型投信・追加型投信の区分・・・追加型投信

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

投資対象地域による区分・・・内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産による区分・・・債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般	年 2 回	日本 北米		
公債	年 4 回	欧州 アジア		なし
社債	年 6 回 (隔月)	オセアニア 中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ 中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信	日々			
その他資産 ()				
資産複合 ()	その他 ()			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

投資対象資産による属性区分・・・債券、一般

公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域による属性区分・・・グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

ファンドの特色

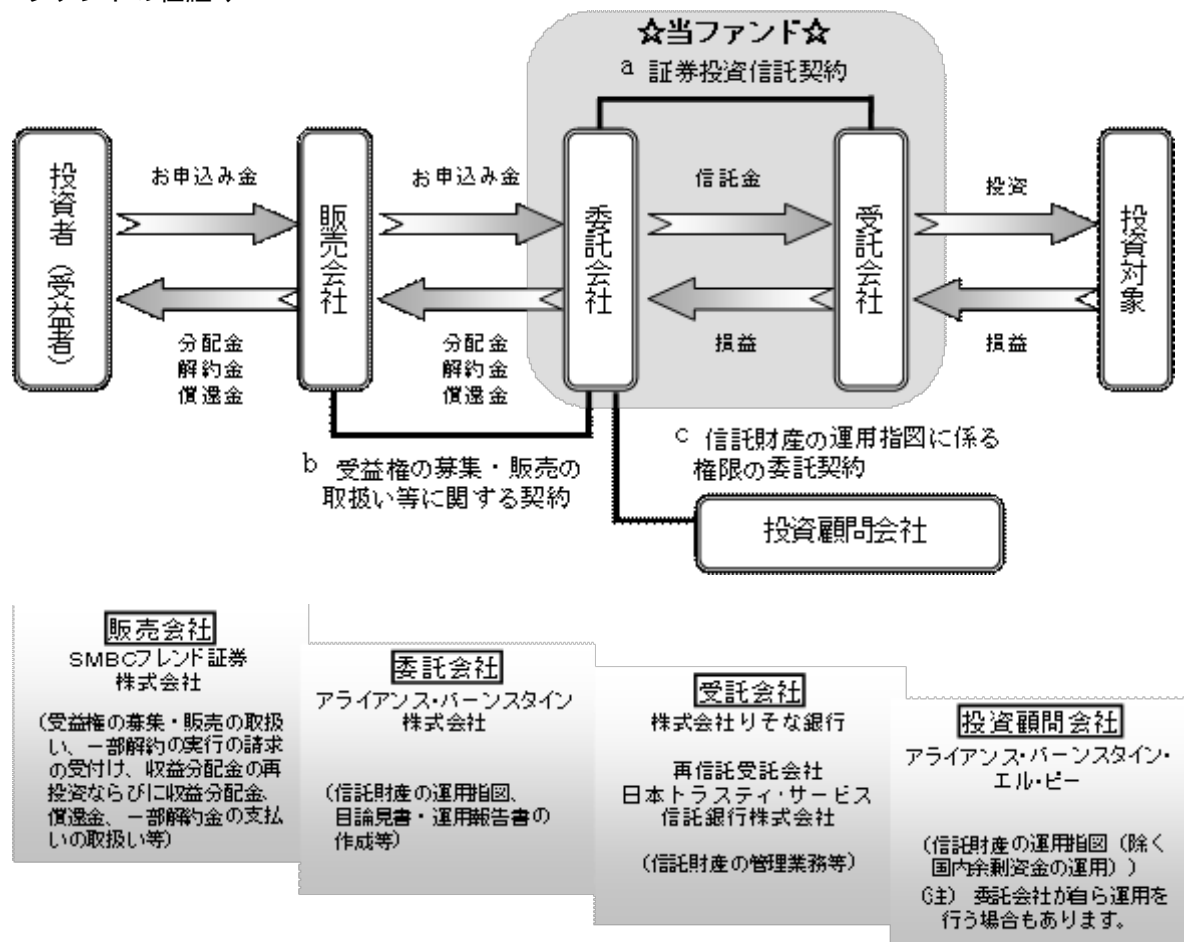
- a. 世界の公社債に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。主な投資対象は世界各国の投資適格債とします。

- b. 外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
- c. 運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- d. 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。アライアンス・バーンスタイン^{*}の債券部門のグローバルな調査力を活かし、世界各国のファンダメンタルズ分析に基づき運用します。

^{*}アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



関係法人との契約等の概要

- a. 証券投資信託契約
委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。
- b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。
- c. 信託財産の運用指図に係る権限の委託契約
委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用指図に係る権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

- a. 資本金の額
資本金の額は130百万円です。(平成21年6月末現在)
- b. 委託会社の沿革
平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立

平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録

平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可

平成12年1月1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更

平成12年1月1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。

平成18年4月3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c．大株主の状況

（平成21年6月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

d．金融商品取引業にかかる登録番号

当社は金融商品取引業者であり、登録番号は関東財務局長（金商）第303号です。

e．金融商品取引業の内容および方法の概要

（イ）投資運用業

投資信託委託会社としての業務

委託者指図型投資信託の委託者として、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、投資信託財産の運用その他の業務を行います。

投資一任業務

お客様より金融商品の価値等の分析に係る投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客様のために投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約を締結し、その契約に基づき、金融商品の価値等の分析に係る投資判断に基づいて、有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、金銭その他の財産の運用を行います。

（ロ）投資助言・代理業

有価証券の価値等及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関して、お客様に対して口頭・文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を締結し、その契約に基づき、助言を行います。

（ハ）第二種金融商品取引業

以下の業務を行うことがあります。

- ・自ら設定する投資信託の受益権の募集または私募、および当該募集または私募に係る受益権の一部解約の請求の受付けまたは買取り
- ・自らが資産運用の業務を受託している投資法人が発行する投資証券または投資法人債券の募集または私募の取扱い、および当該募集または私募の取扱いに係る投資証券または投資法人債券の払戻しの請求の受付けまたは買取り

f．加入している金融商品取引業協会および加入対象事業者となっている認定投資者保護団体等

社団法人 投資信託協会 加入

社団法人 日本証券投資顧問業協会 加入

加入対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

a．主要投資対象

世界各国の投資適格格付けの公社債（以下、「投資適格債」といいます。）を主な投資対象とします。格付けを得ていない場合でも、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。

b．運用の特色

（イ）当ファンドは、世界の公社債に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。主な投資対象は世界各国の投資適格債とします。

- 主として、米国国債・政府機関債、投資適格社債、モーゲージ証券を含むアセット・バック証券などの米国内の投資適格債をはじめ、米国外の投資適格国の国債・政府機関債、事業債などの投資適格債への投資により、信託財産の成長を図ることを目指します。
- 原則として取得時に投資適格格付け（BBB格以上）を得ている公社債に投資します。また、格付けを得ていない債券であっても、委託会社が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。
- 一般に、エマージング・カントリーと認識される国の政府や企業等が発行する債券であっても、投資適格の格付けを得ている債券は投資対象とします。

格付けと投資対象

債券は、その元本や利息の支払いの確実性の度合いによって格付機関によって格付けがなされています。BBB - 格（スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）社）、Baa3格（ムーディーズ社）以上の債券を「投資適格債」といいます。



S & P 社、ムーディーズ社は格付機関の例として提示したもので、その他の格付機関の格付け情報も採用します。

（ロ）外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。

（ハ）運用は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。

- 運用の一層の強化・充実を図るため、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）をアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（投資顧問会社）に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約4,107億米ドル（平成21年3月現在、約41兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界25カ国46都市（平成21年3月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

* 2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝98.77円（平成21年3月31日のWMロイター）を用いております。

（二）分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。アライアンス・バーンスタインの債券部門のグローバルな調査力を活かし、世界各国のファンダメンタルズ分析に基づき運用します。

- ポートフォリオの国別・債券セクター別資産配分の決定・変更および個別銘柄の選定は、債券部門調査チームによる相対的な投資価値の分析に基づいて行われます。
- 世界各国の景気変動の違い等に注目し、相対的に高い収益力が期待される国または債券セクターへの資産配分を高めます。

米国をはじめとする世界中の債券が、調査・分析されています。エコノミストは各国のファンダメンタルズ分析を行います。計量分析アナリストは計量的手法により、主要市場における社債個別銘柄の期待リターンの算出を行います。信用分析アナリストは企業の信用状況を精査しています。

これらを比較検討し、相対的に投資価値が高いと判断された国・債券セクター・銘柄に対して、機動的に資産配分を行います。

このプロセスは継続的に行われ、投資価値の低下した国・債券セクター・銘柄から上昇したものにへ随時、乗換えを行います。

- 為替の運用は、債券運用とは分離して行います。このため、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。

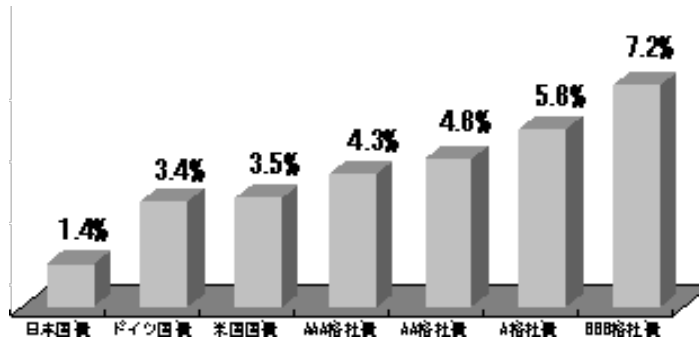
各国の景気動向や政策見通しなどのファンダメンタルズ分析に、テクニカル分析を加え、為替ポジションを決定します。

なお、当ファンドの運用にあたっては、債券運用からの収益の獲得を主としています。

各債券セクターの利回り比較

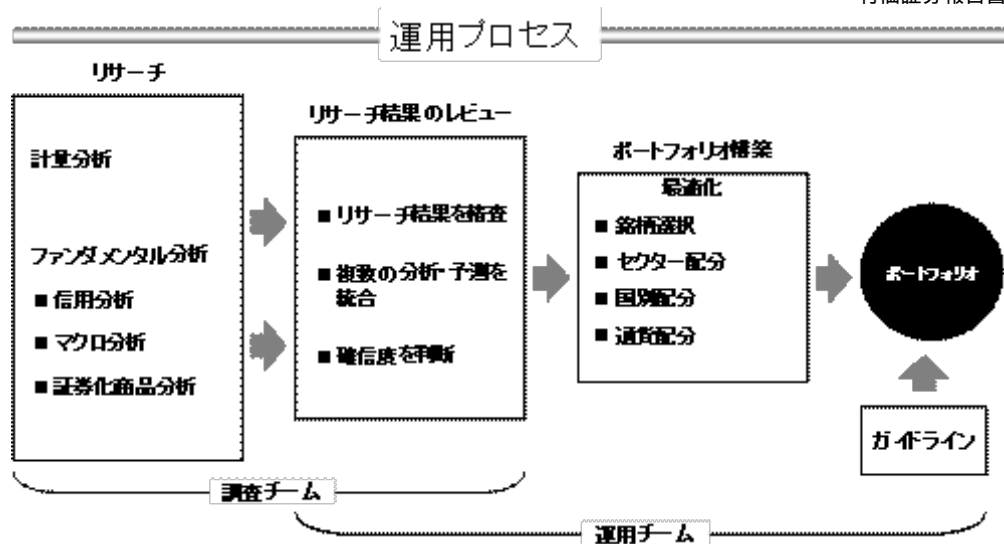
債券セクターとは...

公社債をその属性に基づき区分したもので、例えば、米国公債、社債といった区分があります。世界の債券市場の動きを見てみると、国または債券セクター毎に格差が生じています。



データ出所：メリルリンチ、ブルームバーグ。日本国債、ドイツ国債、米国国債の利回りは、各国の10年物国債の利回りを表示しています。社債の利回りはメリルリンチの格付け別指数のデータを使用しています。（平成21年6月25日現在）

上記のデータは、当ファンドの将来の運用成果等を保証するものではありません。また、指数に投資することはできません。



c. 運用態度

- (イ) 世界の公社債の中から、相対的に投資価値の高い証券に分散投資することにより、インカム・ゲインの確保とともにキャピタル・ゲインの獲得を目指します。
- (ロ) 分散投資と投資対象証券の相対的投資価値分析を基本とした、アクティブな運用を行います。
- (ハ) 有価証券の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- (ニ) 信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- a. 株券（優先株、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債）の新株予約権に限ります。）の行使ならびに株主割当または社債権者割当により取得した株券に限ります。）

新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）以下同じ。

- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- h. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- i. 外国貸付債権信託受益証券
- j. 預託証書

- k．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- l．指定金銭信託の受益証券
- m．抵当証券
- n．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- o．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なおa．の証券または証書、h．ならびにj．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からe．までの証券およびh．ならびにj．の証券または証書のうちb．からe．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記 のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記のa．からd．までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲内とします。

- b．委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

（イ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

（ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5％を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5％を上回らない範囲

内とします。

c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

(イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記のa. からd. に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記のa. からd. に掲げる金融商品で運用している額（以下、本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額とします。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

c. 為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 本に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下、本において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下、本において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から

満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- f. 本 に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

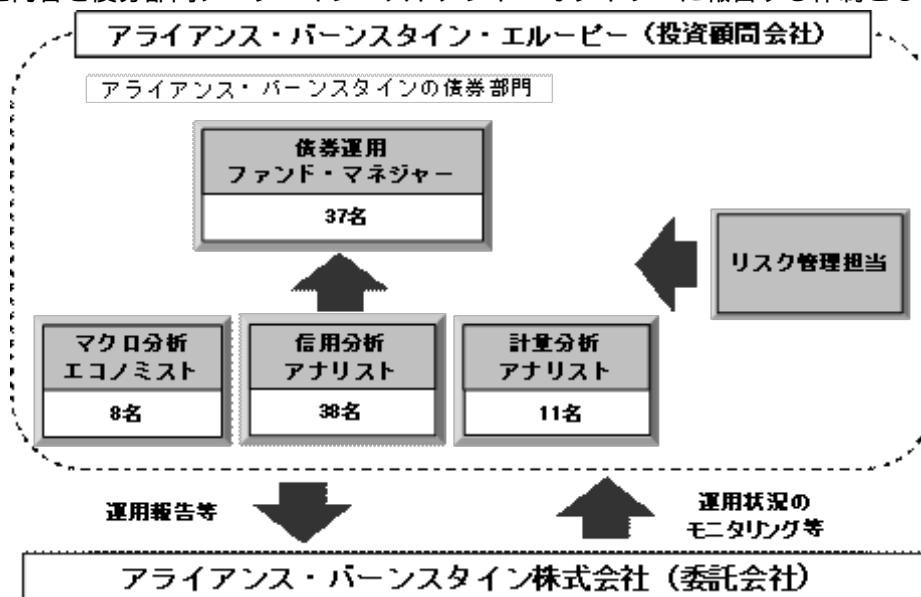
(3)【運用体制】

当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタインの債券部門は、37名の経験豊富なファンド・マネジャーと57名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク、）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。



上記は平成21年3月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

決算時（原則毎月25日、該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として次の方針により分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。
- 分配金（税引き後）は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(イ) 配当金、利子、およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税および地方消費税に相当する額（以下、「消費税等相当額」といいます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、

次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資制限

株式への投資は、優先株および転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使、株主または社債権者割当等により取得するものに限り、

b. 株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

c. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして信託約款付表に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、信託約款付表に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

f. 同一銘柄への投資割合

(イ) 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(ロ) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

法令により禁止または制限される取引等

a. 同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b. 投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a. 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b. 有価証券売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

c. 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、公社債など値動きのある金融商品等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドが投資した資産の価値の減少を含むリスクは、当ファンドの受益者に帰属します。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わるなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買ができないことも考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。投資適格社債の中でも相対的に格付けの低い債券やエマージング・カントリー公社債は、一般に米国国債など主要国の国債に比べ流動性リスクが高くなります。

アセット・バック証券への投資に伴うリスク

アセット・バック証券の価格変動要因には、通常の債券と同様の金利要因のほかに、プリペイメント（元本の一部が満期前に償還されること）の動向によっても影響を受けると考えられます。アセット・バック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借替えが増加し、これにともないアセット・バック証券のプリペイメントも増加することになります。プリペイメントの増加は、金利低下の環境下では、再投資利回りが低下することから、アセット・バック証券の投資価値が下がることがあります。

為替リスク

外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。（ただし、外貨建資産の一部またはその大部分を実質的に他の通貨建てとなるように為替取引を行うことがあります。この場合、円と当該通貨の為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。）

一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

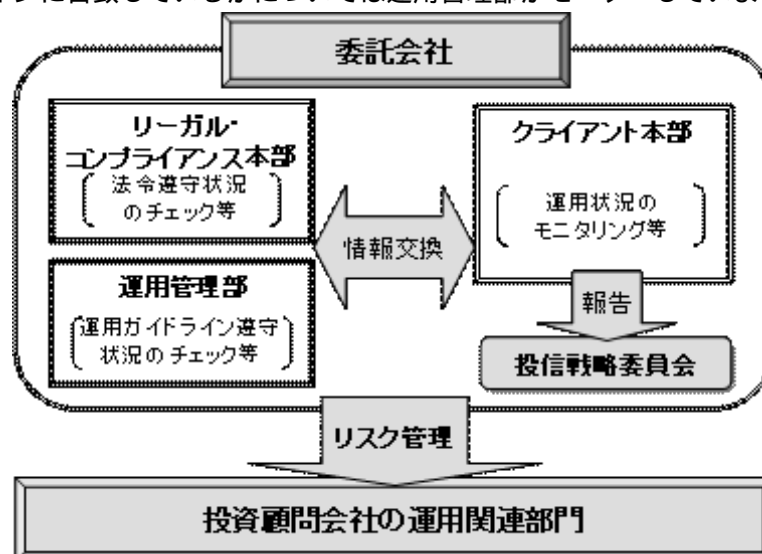
運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	エコノミストを中心に、世界経済、債券市場を分析しています。金利上昇局面では、状況に応じ国別配分や債券セクター配分を変えることで対応します。
信用リスク	格付機関出身者など、経験豊富な信用分析専門のアナリストがファンダメンタルズ分析を行い、管理しています。格付予想モデルを使った分析も行っています。分散投資により、1銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、アライアンス・バーンスタインの「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	社債については、1発行体が発行した社債の買付割合、組入銘柄の分散や、発行額等に留意しています。

委託会社におけるリスク管理

クライアント本部においては、運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）が予め定められた運用の基本方針、及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

取得申込み金額 [*]	手数料率
1億円未満	3.15%（税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.10%（税抜2.00%）
5億円以上	1.05%（税抜1.00%）

^{*} 取得申込み金額には、申込手数料を含みます。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

「償還乗換え」*により当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。

なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

*「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。）をもって、その支払いまたは支払いの取扱いを行った販売会社で当ファンドを申込む場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬は、信託財産の純資産総額に対して、年1.6275%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.7875% (税抜年0.75%)	年0.7875% (税抜年0.75%)	年0.0525% (税抜年0.05%)

当ファンドの信託財産の運用指図に係る投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

監査報酬

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

その他の費用

- a．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- b．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- c．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

- a．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

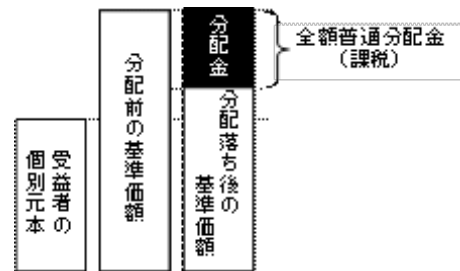
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民

税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

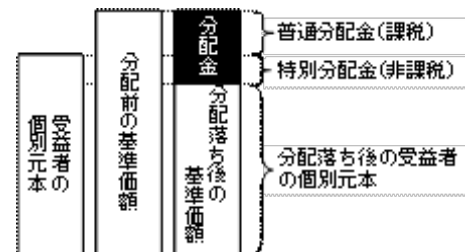
受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者



の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a. 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です(確定申告が必要です。)。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

平成22年を目途に、源泉徴収ありの特定口座内で上場株式等・公募株式投資信託の配当金・収益分配金と譲渡損失を損益通算できるようになる予定です。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は課せられません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

^{*} 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間適用される税率です。平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

- c. 販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

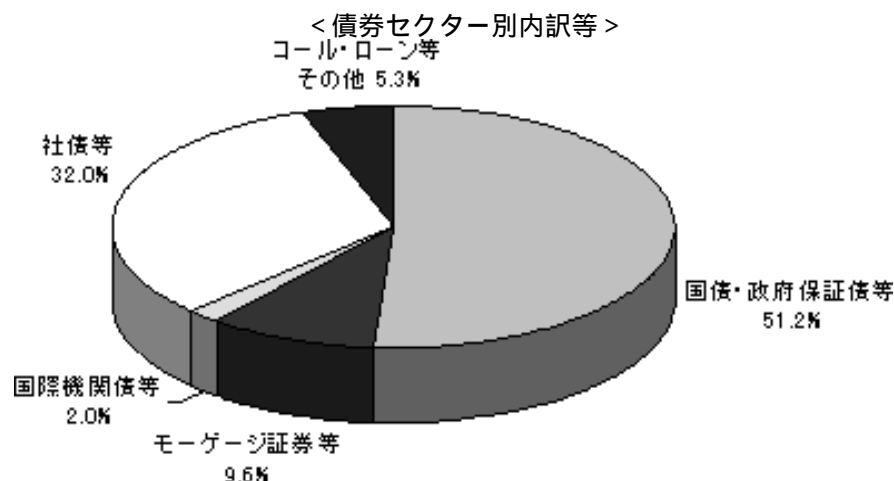
平成21年6月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	83,739,200	0.89
	アメリカ	54,281,479	0.57
	カナダ	435,992,829	4.63
	ドイツ	1,523,342,111	16.19
	イタリア	192,964,632	2.05
	オーストラリア	97,884,541	1.04
	イギリス	1,126,821,605	11.98
	スウェーデン	408,468,615	4.34
	メキシコ	342,035,624	3.63
	ハンガリー	79,585,378	0.84
	ポーランド	75,841,738	0.80
	南アフリカ	87,924,266	0.93
	小 計	4,508,882,018	47.94
特殊債券	アメリカ	946,121,083	10.05
	国際機関	190,528,698	2.02
	小 計	1,136,649,781	12.08
社債券	日本	49,110,307	0.52
	アメリカ	2,013,220,606	21.40
	カナダ	160,665,713	1.70
	フランス	113,123,518	1.20
	オーストラリア	78,403,485	0.83
	イギリス	355,927,401	3.78
	スイス	42,833,554	0.45
	ニュージーランド	19,373,099	0.20
	オランダ	150,294,414	1.59
	スウェーデン	34,887,580	0.37
	ノルウェー	19,003,784	0.20
	ルクセンブルク	84,532,312	0.89
	デンマーク	42,611,241	0.45
	ケイマン	136,031,403	1.44
	小 計	3,300,018,417	35.08
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	459,495,271	4.88
合計（純資産総額）	-	9,405,045,487	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

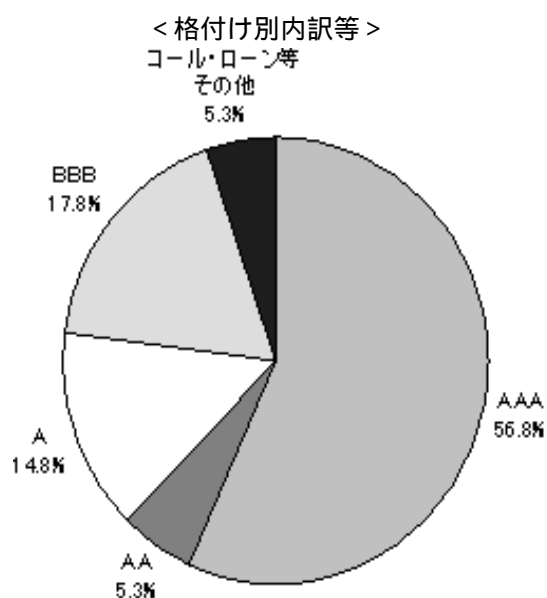
（参考情報）

当ファンドの運用状況＜運用状況 第138期末（平成21年6月25日）現在＞の内訳は以下のようになっています。



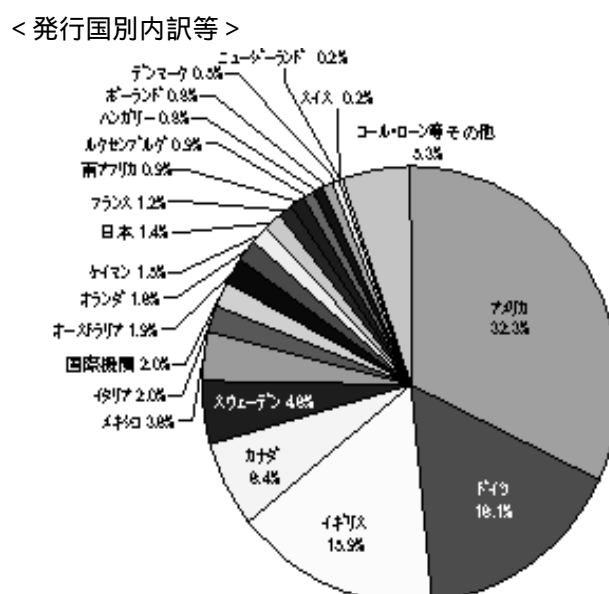
組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。

（小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）



組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
（小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）

格付けについてはS & P社またはムーディーズ社のうちいずれか高い方を採用しています。



組入比率は、純資産総額に対する評価額の割合。
（小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。）

平均デュレーション	5.2年
-----------	------

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類 / 業種	銘柄名	数量	簿価		時価		利率	償還期限	投資比率
					単価	金額	単価	金額			
					円	円	円	円	%		%
1	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	4,000,000	16,827.03	673,081,554	16,965.90	678,636,116	6.25	2030年1月4日	7.21
2	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,800,000	17,298.10	484,347,039	17,235.39	482,591,014	5.25	2012年6月7日	5.13
3	スウェーデン	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	30,000,000	1,357.33	407,199,810	1,361.56	408,468,615	4.5	2015年8月12日	4.34
4	アメリカ	特殊債券	FH 30YR GOLD	3,516,052.7	10,290.88	361,832,927	10,307.19	362,406,537	6.5	2032年12月1日	3.85
5	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	2,271,000	14,389.88	326,794,268	14,394.08	326,889,683	5.25	2011年1月4日	3.47
6	アメリカ	特殊債券	FREDDIE MAC	3,000,000	10,342.07	310,262,315	10,531.09	315,932,906	5.125	2017年11月17日	3.35
7	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000	8,462.94	296,202,900	8,491.97	297,219,282	3	2014年6月1日	3.16
8	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	1,600,000	16,761.27	268,180,475	16,877.91	270,046,669	6.25	2024年1月4日	2.87
9	アメリカ	特殊債券	FNMA	2,690,631.45	9,910.15	266,645,671	9,952.37	267,781,640	5.5	2035年7月1日	2.84
10	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,500,000	16,580.17	248,702,678	16,553.04	248,295,611	4.75	2010年6月7日	2.64
11	イギリス	国債証券	UK TREASURY	972,000	22,694.75	220,593,032	22,573.42	219,413,702	8	2021年6月7日	2.33
12	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,500,000	12,793.33	191,899,987	13,033.35	195,500,362	11.375	2016年9月15日	2.07
13	イタリア	国債証券	BUONI POLIENALI DEL TES	1,000,000	19,143.09	191,430,974	19,296.46	192,964,632	9	2023年11月1日	2.05
14	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND	1,300,000	14,634.78	190,252,229	14,640.20	190,322,705	5	2012年1月4日	2.02
15	イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,000,000	17,850.72	178,507,231	17,652.12	176,521,278	5	2014年9月7日	1.87
16	メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	1,500,000	9,504.99	142,574,850	9,769.01	146,535,262	6.75	2034年9月27日	1.55
17	国際機関	特殊債券	INTL FIN CORP	11,630,000	1,231.07	143,174,176	1,231.00	143,165,300	11	2009年7月1日	1.52
18	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000	9,221.78	138,326,754	9,251.56	138,773,547	5	2014年6月1日	1.47
19	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOV	1,200,000	8,130.18	97,562,242	8,157.04	97,884,541	6.25	2015年4月15日	1.04
20	カナダ	社債券	YPG HOLDINGS INC	1,300,000	7,331.80	95,313,529	7,356.36	95,632,798	5.25	2016年2月15日	1.01
21	日本	国債証券	第285回利付国債（10年）	80,000,000	104.45	83,564,000	104.67	83,739,200	1.7	2017年3月20日	0.89
22	アメリカ	社債券	VALERO ENERGY CORP	875,000	8,688.59	76,025,230	9,299.13	81,367,430	4.75	2014年4月1日	0.86
23	ハンガリー	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT	200,000,000	39.45	78,912,667	39.79	79,585,378	6.75	2017年11月24日	0.84
24	ケイマン	社債券	MIZUHO FINANCE(CAYMAN)	800,000	9,887.10	79,096,878	9,946.63	79,573,088	5.79	2014年4月15日	0.84
25	オーストラリア	社債券	TXU AUSTRALIA	830,000	9,383.79	77,885,511	9,446.20	78,403,485	6.15	2013年11月15日	0.83
26	アメリカ	社債券	MIDAMERICAN ENERGY	800,000	9,413.07	75,304,637	9,494.06	75,952,512	6.125	2036年4月1日	0.80
27	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT	2,700,000	2,796.57	75,507,411	2,808.95	75,841,738	5.5	2019年10月25日	0.80
28	アメリカ	社債券	AT&T INC	760,000	9,610.29	73,038,232	9,672.33	73,509,749	5.6	2018年5月15日	0.78
29	アメリカ	社債券	ELECTRONIC DATA SYSTEMS	700,000	10,431.45	73,020,203	10,494.56	73,461,955	6	2013年8月1日	0.78
30	イギリス	社債券	WPP FINANCE (USA) CORP	800,000	8,906.79	71,254,397	8,973.17	71,785,371	5.875	2014年6月15日	0.76

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

平成21年6月30日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
国内	国債証券	0.89
	社債券	0.52
外国	国債証券	47.05
	特殊債券	12.08
	社債券	34.56
合計		95.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はございません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

特定期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末	（平成10年 5月25日）	49,546	50,764	10,686	10,949
第2特定期間末	（平成10年11月25日）	51,727	53,711	9,386	9,746
第3特定期間末	（平成11年 5月25日）	58,819	61,101	9,279	9,639
第4特定期間末	（平成11年11月25日）	50,625	53,000	7,458	7,808
第5特定期間末	（平成12年 5月25日）	51,944	54,183	7,423	7,743
第6特定期間末	（平成12年11月27日）	55,330	57,476	7,732	8,032
第7特定期間末	（平成13年 5月25日）	72,964	75,573	8,391	8,691
第8特定期間末	（平成13年11月26日）	89,654	92,792	8,572	8,872
第9特定期間末	（平成14年 5月27日）	87,280	90,302	8,231	8,516
第10特定期間末	（平成14年11月25日）	97,448	100,690	8,118	8,388
第11特定期間末	（平成15年 5月26日）	94,303	97,120	8,034	8,274
第12特定期間末	（平成15年11月25日）	81,417	84,142	7,171	7,411
第13特定期間末	（平成16年 5月25日）	80,531	83,232	7,156	7,396
第14特定期間末	（平成16年11月25日）	74,736	77,097	6,649	6,859
第15特定期間末	（平成17年 5月25日）	84,474	87,050	6,886	7,096
第16特定期間末	（平成17年11月25日）	84,192	86,545	7,513	7,723
第17特定期間末	（平成18年 5月25日）	53,554	55,148	7,058	7,268
第18特定期間末	（平成18年11月27日）	35,205	36,211	7,344	7,554
第19特定期間末	（平成19年 5月25日）	26,361	27,086	7,635	7,845
第20特定期間末	（平成19年11月26日）	19,364	19,931	7,178	7,388
第21特定期間末	（平成20年 5月26日）	15,743	16,225	6,864	7,074
第22特定期間末	（平成20年11月25日）	10,759	11,177	5,408	5,618
第23特定期間末	（平成21年 5月25日）	9,307	9,553	5,675	5,825
平成20年 6月末日		15,351	-	6,905	-
平成20年 7月末日		15,031	-	6,952	-
平成20年 8月末日		14,579	-	6,856	-
平成20年 9月末日		13,285	-	6,348	-
平成20年10月末日		11,227	-	5,499	-
平成20年11月末日		10,794	-	5,439	-
平成20年12月末日		10,119	-	5,510	-
平成21年 1月末日		9,165	-	5,179	-
平成21年 2月末日		9,573	-	5,526	-
平成21年 3月末日		9,473	-	5,632	-
平成21年 4月末日		9,420	-	5,690	-
平成21年 5月末日		9,358	-	5,733	-
平成21年 6月末日		9,405	-	5,827	-

（注1）分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。

（注2）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注3）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

特定期間	1万口当たり分配金（円）
第 1特定期間（平成 9 年12月18日～平成10年5月25日）	262.7
第 2特定期間（平成10年5月26日～平成10年11月25日）	360
第 3特定期間（平成10年11月26日～平成11年5月25日）	360
第 4特定期間（平成11年5月26日～平成11年11月25日）	350
第 5特定期間（平成11年11月26日～平成12年5月25日）	320
第 6特定期間（平成12年5月26日～平成12年11月27日）	300
第 7特定期間（平成12年11月28日～平成13年5月25日）	300
第 8特定期間（平成13年5月26日～平成13年11月26日）	300
第 9特定期間（平成13年11月27日～平成14年5月27日）	285
第10特定期間（平成14年5月28日～平成14年11月25日）	270
第11特定期間（平成14年11月26日～平成15年5月26日）	240
第12特定期間（平成15年5月27日～平成15年11月25日）	240
第13特定期間（平成15年11月26日～平成16年5月25日）	240
第14特定期間（平成16年5月26日～平成16年11月25日）	210
第15特定期間（平成16年11月26日～平成17年5月25日）	210
第16特定期間（平成17年5月26日～平成17年11月25日）	210
第17特定期間（平成17年11月26日～平成18年5月25日）	210
第18特定期間（平成18年5月26日～平成18年11月27日）	210
第19特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月25日）	210
第20特定期間（平成19年5月26日～平成19年11月26日）	210
第21特定期間（平成19年11月27日～平成20年5月26日）	210
第22特定期間（平成20年5月27日～平成20年11月25日）	210
第23特定期間（平成20年11月26日～平成21年5月25日）	150

【収益率の推移】

特定期間	収益率（％）
第 1特定期間（平成 9 年12月18日～平成10年5月25日）	9.5
第 2特定期間（平成10年5月26日～平成10年11月25日）	8.8
第 3特定期間（平成10年11月26日～平成11年5月25日）	2.7
第 4特定期間（平成11年5月26日～平成11年11月25日）	15.9
第 5特定期間（平成11年11月26日～平成12年5月25日）	3.8
第 6特定期間（平成12年5月26日～平成12年11月27日）	8.2
第 7特定期間（平成12年11月28日～平成13年5月25日）	12.4
第 8特定期間（平成13年5月26日～平成13年11月26日）	5.7
第 9特定期間（平成13年11月27日～平成14年5月27日）	0.7
第10特定期間（平成14年5月28日～平成14年11月25日）	1.9
第11特定期間（平成14年11月26日～平成15年5月26日）	1.9
第12特定期間（平成15年5月27日～平成15年11月25日）	7.8
第13特定期間（平成15年11月26日～平成16年5月25日）	3.1
第14特定期間（平成16年5月26日～平成16年11月25日）	4.2
第15特定期間（平成16年11月26日～平成17年5月25日）	6.7
第16特定期間（平成17年5月26日～平成17年11月25日）	12.2
第17特定期間（平成17年11月26日～平成18年5月25日）	3.3
第18特定期間（平成18年5月26日～平成18年11月27日）	7.0
第19特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月25日）	6.8
第20特定期間（平成19年5月26日～平成19年11月26日）	3.2
第21特定期間（平成19年11月27日～平成20年5月26日）	1.4
第22特定期間（平成20年5月27日～平成20年11月25日）	18.2
第23特定期間（平成20年11月26日～平成21年5月25日）	7.7

（注）収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成9年12月18日	信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。
平成12年11月15日	関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。
平成19年2月23日	名称変更 (変更前) アライアンス・グローバル・インカム・ファンド (変更後) アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、その時間を過ぎても取得申込みの受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）

取得の申込みには、当ファンドに係る「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

(3) 申込単位

申込単位は、10万円以上1円単位です。

（申込単位は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）

ただし、収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(4) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

（販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。）

取得申込み金額 [*]	手数料率
1億円未満	3.15%（税抜3.00%）
1億円以上5億円未満	2.10%（税抜2.00%）
5億円以上	1.05%（税抜1.00%）

^{*} 取得申込み金額には、申込手数料を含みます。

ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

(5) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

(6) その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、お申込みの受付を中止することがあります。

2【換金（解約）手続等】

（1）換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受付けます。
受付時間は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、この時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。
（受付時間は、異なる場合がありますので販売会社にご確認ください。）
一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（3）換金単位

1口単位です。

（4）換金手数料

ありません。

（5）換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

（6）その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国における経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「インカム」の略称で掲載されます。

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

国内債券 / 外国債券	原則として、計算日（外国で取引されているものについては計算日の前日）における以下のいずれかの価額で評価します。 1. 価格情報会社の提供する価額 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額
-------------	---

- ・ 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ・ 外国為替の売買の予約の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（2）【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

(イ) 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

(ロ) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「 信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

(ハ) 受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

b. 次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

(ロ) 委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

c. 信託終了の手続き

(イ) 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記 b . の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

(ニ) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

b. 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下回らないものとします。

d. 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- e．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「 ファンドの償還条件等 c．信託終了の手続き」または「 信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

関係法人との契約の更改等

- a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

- b．信託財産の運用指図に係る権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年5月および11月の決算時ならびに償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、

再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、収益分配金の定期的な引出しを希望する受益者は、販売会社と「定期引出契約」を結ぶことにより引き出しが出来る場合があります。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「1 資産管理等の概要 (5) c . 」に規定する信託契約の解約または上記「1 資産管理等の概要 (5) 」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成20年5月27日から平成20年11月25日まで）及び当期（平成20年11月26日から平成21年5月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成20年11月25日現在)	当期 (平成21年5月25日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	120,137,942	246,151,212
金銭信託	209,354	888,224
コール・ローン	117,000,000	141,000,000
国債証券	5,306,455,020	4,711,963,660
特殊債券	1,883,089,669	1,138,052,575
社債券	3,239,752,343	2,965,701,473
派生商品評価勘定	42,486,854	24,251,898
未収利息	202,143,410	146,240,367
前払費用	2,531,617	9,090,101
その他未収収益	6,226,390	9,758,414
流動資産合計	10,920,032,599	9,393,097,924
資産合計	10,920,032,599	9,393,097,924
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	20,224,383	12,459,919
未払金	1,593,308	-
未払収益分配金	69,640,760	41,001,338
未払解約金	54,400,870	20,033,513
未払受託者報酬	456,744	379,636
未払委託者報酬	13,702,286	11,389,007
その他未払費用	60,779	56,392
流動負債合計	160,079,130	85,319,805
負債合計	160,079,130	85,319,805
純資産の部		
元本等		
元本	19,897,360,004	16,400,535,296
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,137,406,535	7,092,757,177
（分配準備積立金）	732,113,849	595,917,255
元本等合計	10,759,953,469	9,307,778,119
純資産合計	10,759,953,469	9,307,778,119
負債純資産合計	10,920,032,599	9,393,097,924

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)
営業収益		
受取利息	392,897,546	264,192,446
有価証券売買等損益	667,260,285	431,672,892
為替差損益	2,191,133,603	88,188,632
その他収益	8,112,166	4,119,117
営業収益合計	2,457,384,176	788,173,087
営業費用		
受託者報酬	3,656,416	2,519,360
委託者報酬	109,692,437	75,580,493
その他費用	6,004,500	1,857,327
営業費用合計	119,353,353	79,957,180
営業利益又は営業損失（ ）	2,576,737,529	708,215,907
経常利益又は経常損失（ ）	2,576,737,529	708,215,907
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,576,737,529	708,215,907
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	22,618,205	4,551,354
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,192,217,042	9,137,406,535
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,154,897,125	1,708,821,831
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,154,897,125	1,708,821,831
剰余金減少額又は欠損金増加額	103,085,583	109,346,588
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	103,085,583	109,346,588
分配金	442,881,711	258,490,438
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,137,406,535	7,092,757,177

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券・特殊債券・社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供 する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客 先物相場の仲値で評価しております。	(1) 国債証券・特殊債券・社債券 同左 (2) 外国為替予約取引 同左
2. 外貨建資産・負債 の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円 換算は、原則として、わが国における特定期 間末日の対顧客電信売買相場の仲値によっ て計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上 基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益 の計上基準 同左
4. その他	当ファンドの特定期間は、前期末が休日の ため、平成20年5月27日から平成20年11月25 日までとなっております。	当ファンドの特定期間は、平成20年11月26 日から平成21年5月25日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成20年11月25日現在)	当期 (平成21年 5月25日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 19,897,360,004 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 16,400,535,296 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する 額 元本の欠損 9,137,406,535 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する 額 元本の欠損 7,092,757,177 円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5408 円 (10,000口当たり純資産額 5,408 円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5675 円 (10,000口当たり純資産額 5,675 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)																																				
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 弁している額 - 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を 委託するために要する費用として委託者報酬の中から支 弁している額 - 円																																				
2. 分配金の計算過程 平成20年5月27日から平成20年6月25日まで 計算期末における分配対象金額 1,254,048,925円 (10,000口当たり562円)のうち、78,009,473円 (10,000口当たり35円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 平成20年11月26日から平成20年12月25日まで 計算期末における分配対象金額 906,921,166円 (10,000口当たり490円)のうち、46,257,528円 (10,000口当たり25円)を分配金額としております。																																				
<table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 70,410,357円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B -</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 353,309,942円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 830,328,626円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 1,254,048,925円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 22,288,420,997口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対 象額</td><td>G=E/F×10,000 562円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 35円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 70,410,357円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -	収益調整金額	C 353,309,942円	分配準備積立金額	D 830,328,626円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,254,048,925円	当ファンドの期末残存口数	F 22,288,420,997口	10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 562円	10,000口当たりの分配額	H 35円	<table border="1"> <tr><th>項目</th><th></th></tr> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A 42,648,450円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額</td><td>B -</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C 185,056,865円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D 679,215,851円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D 906,921,166円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F 18,503,011,203口</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの収益分配対 象額</td><td>G=E/F×10,000 490円</td></tr> <tr><td>10,000口当たりの分配額</td><td>H 25円</td></tr> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 42,648,450円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -	収益調整金額	C 185,056,865円	分配準備積立金額	D 679,215,851円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 906,921,166円	当ファンドの期末残存口数	F 18,503,011,203口	10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 490円	10,000口当たりの分配額	H 25円
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A 70,410,357円																																				
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -																																				
収益調整金額	C 353,309,942円																																				
分配準備積立金額	D 830,328,626円																																				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,254,048,925円																																				
当ファンドの期末残存口数	F 22,288,420,997口																																				
10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 562円																																				
10,000口当たりの分配額	H 35円																																				
項目																																					
費用控除後の配当等収益額	A 42,648,450円																																				
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B -																																				
収益調整金額	C 185,056,865円																																				
分配準備積立金額	D 679,215,851円																																				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 906,921,166円																																				
当ファンドの期末残存口数	F 18,503,011,203口																																				
10,000口当たりの収益分配対 象額	G=E/F×10,000 490円																																				
10,000口当たりの分配額	H 25円																																				

収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 78,009,473円
---------	--

平成20年6月26日から平成20年7月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,194,624,899円
(10,000口当たり551円)のうち、75,809,684円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 51,733,648円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 337,814,789円
分配準備積立金額	D 805,076,462円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,194,624,899円
当ファンドの期末残存口数	F 21,659,909,751口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 551円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 75,809,684円

平成20年7月26日から平成20年8月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,156,750,675円
(10,000口当たり542円)のうち、74,607,815円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 55,651,559円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 310,705,788円
分配準備積立金額	D 790,393,328円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,156,750,675円
当ファンドの期末残存口数	F 21,316,518,836口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 542円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 74,607,815円

平成20年8月26日から平成20年9月25日まで
計算期末における分配対象金額 1,109,117,509円
(10,000口当たり530円)のうち、73,226,934円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 46,982,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 288,700,438円
分配準備積立金額	D 773,434,248円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,109,117,509円
当ファンドの期末残存口数	F 20,921,981,172口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 530円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 73,226,934円

収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 46,257,528円
---------	--

平成20年12月26日から平成21年1月26日まで
計算期末における分配対象金額 859,926,084円
(10,000口当たり483円)のうち、44,472,789円
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 32,447,517円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 176,144,468円
分配準備積立金額	D 651,334,099円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 859,926,084円
当ファンドの期末残存口数	F 17,789,115,639口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 483円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 44,472,789円

平成21年1月27日から平成21年2月25日まで
計算期末における分配対象金額 837,817,359円
(10,000口当たり483円)のうち、43,290,528円
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 44,042,338円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 160,792,107円
分配準備積立金額	D 632,982,914円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 837,817,359円
当ファンドの期末残存口数	F 17,316,211,472口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 483円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 43,290,528円

平成21年2月26日から平成21年3月25日まで
計算期末における分配対象金額 811,786,520円
(10,000口当たり481円)のうち、42,119,063円
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 38,759,742円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 157,363,907円
分配準備積立金額	D 615,662,871円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 811,786,520円
当ファンドの期末残存口数	F 16,847,625,230口
10,000口当たりの収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$ 481円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 42,119,063円

平成20年9月26日から平成20年10月27日まで
計算期末における分配対象金額 1,049,482,580円
(10,000口当たり513円)のうち、71,587,045円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 36,782,901円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 258,518,117円
分配準備積立金額	D 754,181,562円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,049,482,580円
当ファンドの期末残存口数	F 20,453,441,639口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 513円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 71,587,045円

平成20年10月28日から平成20年11月25日まで
計算期末における分配対象金額 999,040,043円
(10,000口当たり502円)のうち、69,640,760円
(10,000口当たり35円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 47,731,336円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 219,194,858円
分配準備積立金額	D 732,113,849円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 999,040,043円
当ファンドの期末残存口数	F 19,897,360,004口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 502円
10,000口当たりの分配額	H 35円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 69,640,760円

平成21年3月26日から平成21年4月27日まで
計算期末における分配対象金額 787,132,610円
(10,000口当たり475円)のうち、41,349,192円
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 31,499,785円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 153,185,243円
分配準備積立金額	D 602,447,582円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 787,132,610円
当ファンドの期末残存口数	F 16,539,677,105口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 475円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 41,349,192円

平成21年4月28日から平成21年5月25日まで
計算期末における分配対象金額 775,260,418円
(10,000口当たり472円)のうち、41,001,338円
(10,000口当たり25円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 35,737,349円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 143,605,814円
分配準備積立金額	D 595,917,255円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 775,260,418円
当ファンドの期末残存口数	F 16,400,535,296口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 472円
10,000口当たりの分配額	H 25円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 41,001,338円

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1. 元本の移動

前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)
期首元本額 22,936,160,423 円	期首元本額 19,897,360,004 円
期中追加設定元本額 301,424,004 円	期中追加設定元本額 243,458,001 円
期中一部解約元本額 3,340,224,423 円	期中一部解約元本額 3,740,282,709 円

２．売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

前期（自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日）

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	5,306,455,020	141,075,975
特殊債券	1,883,089,669	10,674,816
社債券	3,239,752,343	65,308,182
合計	10,429,297,032	86,442,609

当期（自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日）

（単位：円）

種類	貸借対照表計上額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	4,711,963,660	52,084,735
特殊債券	1,138,052,575	6,444,498
社債券	2,965,701,473	124,265,319
合計	8,815,717,708	65,736,086

３．デリバティブ取引等関係

（１）取引の状況に関する事項

前期 (自 平成20年 5月27日 至 平成20年11月25日)	当期 (自 平成20年11月26日 至 平成21年 5月25日)
１．取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引等は為替予約取引であります。 ２．取引に対する取組方針 為替予約取引は、将来の為替の変動によるリスク回避のみを目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。 ３．取引の利用目的 為替予約取引は、外貨建資産の為替変動リスクを回避し、安定的な収益の確保を図る目的で利用しております。 ４．取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。 ５．取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引等の執行・管理は取引権限等を定めた社内ルールに従い、リスク管理担当者が行なっております。	１．取引の内容 同左 ２．取引に対する取組方針 同左 ３．取引の利用目的 同左 ４．取引に係るリスクの内容 同左 ５．取引に係るリスクの管理体制 同左

（２）取引の時価等に関する事項

（単位：円）

区分	種類	前期 平成20年11月25日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,592,721,570	-	2,551,602,716	41,118,854
	米ドル	1,803,420,600	-	1,783,584,000	19,836,600
	メキシコペソ	105,571,113	-	96,554,763	9,016,350
	スウェーデンクローナ	532,885,750	-	526,585,000	6,300,750
	南アフリカランド	150,844,107	-	144,878,953	5,965,154
	買建	1,104,920,091	-	1,086,063,708	18,856,383
	米ドル	256,570,000	-	253,900,305	2,669,695
	カナダドル	69,435,650	-	66,130,000	3,305,650
	ユーロ	460,094,741	-	458,615,000	1,479,741
	英ポンド	128,924,600	-	123,870,500	5,054,100
	ノルウェークローネ	111,335,900	-	108,991,903	2,343,997
	オーストラリアドル	78,559,200	-	74,556,000	4,003,200
	合計	3,697,641,661	-	3,637,666,424	22,262,471

（単位：円）

区分	種類	当期 平成21年 5月25日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,815,761,511	-	1,802,636,824	13,124,687
	米ドル	378,380,273	-	365,741,145	12,639,128
	カナダドル	311,092,775	-	307,549,328	3,543,447
	英ポンド	557,552,861	-	568,504,731	10,951,870
	スウェーデンクローナ	276,305,268	-	276,109,291	195,977
	ハンガリーフォリント	36,194,309	-	36,369,650	175,341
	ポーランドズロチ	60,858,000	-	59,800,000	1,058,000
	オーストラリアドル	22,125,000	-	22,059,000	66,000
	南アフリカランド	173,253,025	-	166,503,679	6,749,346
	買建	522,675,698	-	521,342,990	1,332,708
	米ドル	22,125,000	-	21,662,327	462,673
	ユーロ	463,125,698	-	462,915,663	210,035
	オーストラリアドル	37,425,000	-	36,765,000	660,000
	合計	2,338,437,209	-	2,323,979,814	11,791,979

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートをを用いております。
 ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4)【附属明細表】

第1．有価証券明細表

(1) 株式（平成21年 5月25日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成21年 5月25日現在)

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第285回利付国債（10年）		180,000,000	186,094,800	
	小計	銘柄数：	1	180,000,000	186,094,800	
		組入時価比率：	2.0%		2.1%	
	米ドル	UNITED MEXICAN STATES		1,500,000.00	2,043,750.00	
		UNITED MEXICAN STATES		1,500,000.00	1,511,250.00	
		US TREASURY		225,000.00	249,679.80	
	小計	銘柄数：	3	3,225,000.00	3,804,679.80	
					(359,694,428)	
		組入時価比率：	3.9%		4.1%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT		1,500,000.00	1,691,520.00	
		CANADIAN GOVERNMENT		3,500,000.00	3,617,950.00	
	小計	銘柄数：	2	5,000,000.00	5,309,470.00	
					(447,216,658)	
		組入時価比率：	4.8%		5.1%	
	ユーロ	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		2,521,000.00	2,680,564.17	
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		2,000,000.00	2,168,148.00	
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		1,200,000.00	1,265,370.00	
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		1,600,000.00	1,966,590.40	
		BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND		4,000,000.00	4,942,484.00	
		BUONI POLI ENNALI DEL TES		1,000,000.00	1,430,325.00	
	小計	銘柄数：	6	12,321,000.00	14,453,481.57	
					(1,913,496,425)	
		組入時価比率：	20.6%		21.7%	
	英ポンド	UK TREASURY		1,500,000.00	1,563,904.50	
		UK TREASURY		2,800,000.00	3,056,519.20	
		UK TREASURY		1,000,000.00	1,122,246.00	
		UK TREASURY		972,000.00	1,360,414.11	

	小計	銘柄数：	4	6,272,000.00	7,103,083.81
					(1,066,883,188)
		組入時価比率：	11.5%		12.1%
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT		30,000,000.00	32,215,800.00
	小計	銘柄数：	1	30,000,000.00	32,215,800.00
					(408,818,502)
		組入時価比率：	4.4%		4.6%
	ハンガリーフォリント	HUNGARY GOVERNMENT		200,000,000.00	163,008,000.00
	小計	銘柄数：	1	200,000,000.00	163,008,000.00
					(76,988,678)
		組入時価比率：	0.8%		0.9%
	ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT		2,700,000.00	2,535,289.20
	小計	銘柄数：	1	2,700,000.00	2,535,289.20
					(76,160,087)
		組入時価比率：	0.8%		0.9%
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOV		1,200,000.00	1,282,056.00
	小計	銘柄数：	1	1,200,000.00	1,282,056.00
					(94,679,835)
		組入時価比率：	1.0%		1.1%
	南アフリカランド	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		3,450,000.00	3,504,651.45
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		3,450,000.00	3,726,686.55
	小計	銘柄数：	2	6,900,000.00	7,231,338.00
					(81,931,059)
		組入時価比率：	0.9%		0.9%
	国債証券計				4,711,963,660
					(4,525,868,860)
特殊債券	米ドル	FH 30YR GOLD		3,612,087.90	3,885,515.36
		FNMA		2,890,819.71	3,004,938.28
		FREDDIE MAC		3,000,000.00	3,265,312.50
	小計	銘柄数：	3	9,502,907.61	10,155,766.14
					(960,126,130)
		組入時価比率：	10.3%		10.9%
	ユーロ	EUROPEAN INVESTMENT BANK		350,000.00	347,582.90
	小計	銘柄数：	1	350,000.00	347,582.90
					(46,016,500)
		組入時価比率：	0.5%		0.5%
	南アフリカランド	INTL FIN CORP		11,630,000.00	11,642,537.14
	小計	銘柄数：	1	11,630,000.00	11,642,537.14
					(131,909,945)
		組入時価比率：	1.4%		1.5%
	特殊債券計				1,138,052,575
					(1,138,052,575)
社債券	米ドル	AETNA INC		500,000.00	422,526.50
		AIFUL CORPORATION		481,000.00	199,615.00
		ALLSTATE CORP		735,000.00	514,500.00
		AMERICAN ELECTRIC POWER		500,000.00	493,724.50
		ANZ NATIONAL INTL NZ		195,000.00	198,145.35
		AT&T INC		760,000.00	744,385.04
		BACM 2007-5 A4		960,000.00	733,296.96
		BANK ONE CORP		530,000.00	470,847.23
		BARCLAYS BANK PLC		775,000.00	457,250.00
		BAXTER INTL		290,000.00	295,701.40
		BSCMS 2006-T24 A4		600,000.00	553,687.14
		BSKYB FINANCE UK PLC		600,000.00	558,129.00
		CADBURY SCHWEPES US FIN		650,000.00	650,580.45
		CANADIAN NATL RESOURCES		125,000.00	126,432.62
		CANADIAN PACIFIC PR CO		90,000.00	88,650.00
		CAPITAL ONE FINL		20,000.00	18,171.10
		CISCO SYSTEMS INC		611,000.00	648,288.10
		CITIGROUP INC		100,000.00	94,641.60
		COMCAST CORP		600,000.00	560,996.40
		COMPUTER SCIENCES CORP		415,000.00	419,340.07
		CONAGRA FOODS INC		25,000.00	26,760.10
		CONAGRA FOODS INC		368,000.00	361,486.76
		CONOCOPHILLIPS		245,000.00	245,910.17
		CONSUMERS ENERGY CMS		600,000.00	579,517.80
		CREDIT SUISSE NEW YORK		150,000.00	151,545.75
		CSMC 2006-C5 A3		600,000.00	465,859.26
		DAIMLERCHRYSLER NA HLDG		288,000.00	290,168.64

	DOW CHEMICAL		65,000.00	52,686.92
	EASTMAN CHEMICAL		351,000.00	297,405.81
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS		700,000.00	753,294.50
	ERP OPERATING LP		275,000.00	251,195.72
	GENERAL ELEC CAP CORP		300,000.00	280,576.80
	GOLDMAN SACHS GROUP INC		79,000.00	80,599.35
	HSBC HOLDINGS PLC		400,000.00	354,841.20
	ILFC E-CAP		890,000.00	275,900.00
	JOHN DEERE CAPITAL CORP		245,000.00	253,871.94
	JOHNSON(S.C)& SON INC		600,000.00	502,264.80
	JPMCC 2006-CB17 A4		840,000.00	704,504.38
	KRAFT FOODS INC		290,000.00	292,509.37
	LBUBS 2006-C6 A4		455,000.00	387,923.35
	MIDAMERICAN ENERGY		800,000.00	708,149.60
	MIZUHO FINANCE(CAYMAN)		800,000.00	826,640.00
	NEWS AMERICA INC		600,000.00	602,895.60
	PNC FUNDING CORP		690,000.00	686,057.34
	PUBLIC SERVICE COLORADO		500,000.00	515,907.00
	RABOBANK NEDERLAND		240,000.00	239,953.44
	SARA LEE CORP		592,000.00	623,469.53
	SCOTLAND INTL FIN		450,000.00	326,682.00
	SUMITOMO MITSUI BANKING		555,000.00	480,011.73
	TELECOM ITALIA SPA		400,000.00	399,893.20
	TIME WARNER CABLE INC		200,000.00	215,864.40
	TRANS-CANADA PIPELINES		250,000.00	167,500.00
	TXU AUSTRALIA		830,000.00	823,481.18
	TYCO INTL GROUP SA		470,000.00	461,822.47
	UBS PFD FUNDING TRUST I		151,000.00	90,600.00
	UNION BANK OF CALIFORNIA		315,000.00	283,631.98
	UNITEDHEALTH GROUP INC		450,000.00	442,131.30
	VALERO ENERGY CORP		875,000.00	807,548.00
	WAL-MART STORES		600,000.00	627,422.40
	WELLPOINT INC		561,000.00	426,855.36
	WELLS FARGO COMPANY		500,000.00	484,552.50
	WESTERN FINANCIAL BK-FSB		305,000.00	304,138.37
	WPP FINANCE (USA) CORP		800,000.00	623,112.80
	WYETH		600,000.00	637,993.20
	XEROX CORPORATION		30,000.00	30,448.77
	XL CAPITAL LTD		700,000.00	550,732.00
	ZIONS BANCORP		500,000.00	321,866.50
小計	銘柄数：	67	31,067,000.00	27,567,091.75
				(2,606,192,854)
	組入時価比率：	28.0%		29.6%
カナダドル	YPG HOLDINGS INC		1,300,000.00	1,113,541.00
小計	銘柄数：	1	1,300,000.00	1,113,541.00
				(93,793,558)
	組入時価比率：	1.0%		1.1%
ユーロ	BASF FINANCE EUROPE NV		200,000.00	215,210.20
	BMW US CAPITAL LLC		250,000.00	236,714.73
	DIAGEO FINANCE PLC		200,000.00	218,441.00
	ELEC DE FRANCE		150,000.00	157,146.00
	JPMORGAN CHASE		100,000.00	101,215.40
	JPMORGAN CHASE		150,000.00	135,151.80
	NATL GRID ELECT TRANS		200,000.00	213,781.60
	RABOBANK NEDERLAND		150,000.00	144,084.60
	ROYAL&SUN ALLIANCE INS		500,000.00	477,750.00
小計	銘柄数：	9	1,900,000.00	1,899,495.33
				(251,474,186)
	組入時価比率：	2.7%		2.9%
英ポンド	ROYAL BANK OF SCOTLAND		90,000.00	94,812.75
小計	銘柄数：	1	90,000.00	94,812.75
				(14,240,875)
	組入時価比率：	0.2%		0.2%
社債券計				2,965,701,473
				(2,965,701,473)
合計				8,815,717,708
				(8,629,622,908)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年6月30日現在

資産総額	9,519,707,117 円
負債総額	114,661,630 円
純資産総額（ - ）	9,405,045,487 円
発行済数量	16,139,644,964 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.5827 円

第5【設定及び解約の実績】

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数
第1特定期間（平成9年12月18日～平成10年5月25日）	46,931,666,653	566,161,461
第2特定期間（平成10年5月26日～平成10年11月25日）	20,256,766,199	11,510,233,329
第3特定期間（平成10年11月26日～平成11年5月25日）	12,398,088,283	4,118,381,862
第4特定期間（平成11年5月26日～平成11年11月25日）	12,323,470,428	7,836,128,879
第5特定期間（平成11年11月26日～平成12年5月25日）	11,154,781,239	9,060,495,319
第6特定期間（平成12年5月26日～平成12年11月27日）	9,547,788,850	7,959,102,057
第7特定期間（平成12年11月28日～平成13年5月25日）	27,507,574,920	12,116,100,943
第8特定期間（平成13年5月26日～平成13年11月26日）	34,191,335,119	16,552,831,950
第9特定期間（平成13年11月27日～平成14年5月27日）	17,254,652,514	15,813,996,438
第10特定期間（平成14年5月28日～平成14年11月25日）	21,357,575,718	7,344,405,010
第11特定期間（平成14年11月26日～平成15年5月26日）	17,917,738,600	20,581,555,079
第12特定期間（平成15年5月27日～平成15年11月25日）	11,496,724,436	15,333,754,944
第13特定期間（平成15年11月26日～平成16年5月25日）	21,504,979,084	22,518,159,982
第14特定期間（平成16年5月26日～平成16年11月25日）	31,322,761,293	31,446,583,061
第15特定期間（平成16年11月26日～平成17年5月25日）	22,583,685,310	12,309,737,129
第16特定期間（平成17年5月26日～平成17年11月25日）	12,186,524,450	22,809,714,564
第17特定期間（平成17年11月26日～平成18年5月25日）	4,041,875,729	40,219,799,784
第18特定期間（平成18年5月26日～平成18年11月27日）	1,850,521,411	29,795,191,099
第19特定期間（平成18年11月28日～平成19年5月25日）	682,707,137	14,089,668,784
第20特定期間（平成19年5月26日～平成19年11月26日）	604,674,124	8,155,679,573
第21特定期間（平成19年11月27日～平成20年5月26日）	323,801,691	4,365,851,518
第22特定期間（平成20年5月27日～平成20年11月25日）	301,424,004	3,340,224,423
第23特定期間（平成20年11月26日～平成21年5月25日）	243,458,001	3,740,282,709

（注1）本邦外における設定、解約の実績はありません。

（注2）第1特定期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成21年6月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間ににおける資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

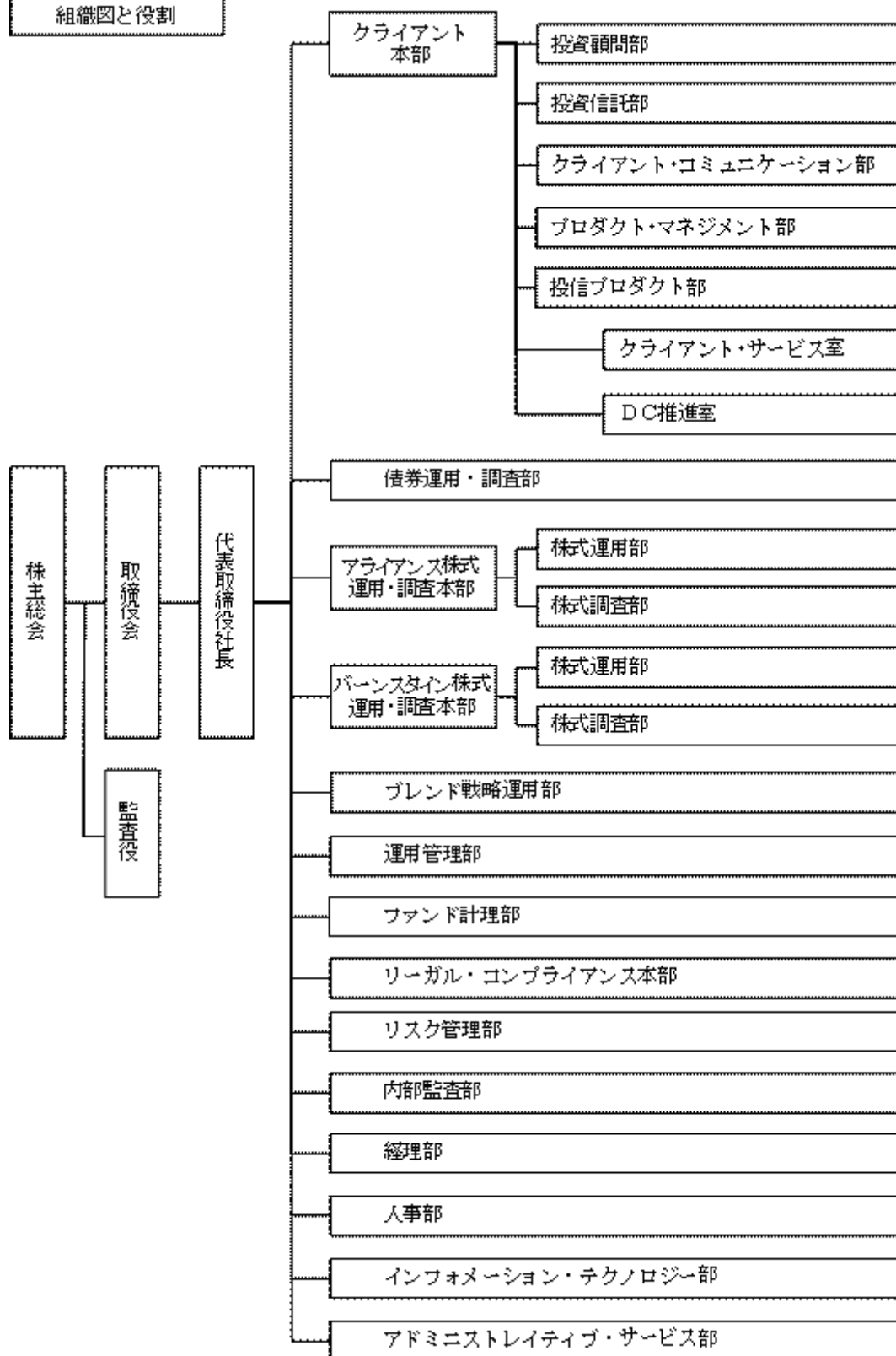
b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

組織図と役割



(平成21年7月末現在)

本部・部	担当業務
クライアント本部	
投資顧問部	年金基金及び機関投資家向け新規顧客開拓に関する業務 年金基金及び機関投資家向け顧客口座に係る管理・連絡・運用報告等、顧客窓口業務
投資信託部	投資信託の募集・販売に関する企画・立案及び推進に関する業務 投資信託販売会社に対する総合窓口業務
クライアント・コミュニケーション部	コミュニケーション・ツールの企画・作成・品質管理に関する業務 マーケティング企画・立案に関する業務 イベントの企画・立案に関する業務 広報に関する業務 投資信託の商品企画・立案に関する業務

プロダクト・マネジメント部	コンサルタントとのリレーションシップに関する業務 ビジネス・デベロップメントに関する業務 プロダクト・コミュニケーションの企画・品質管理に関する業務 運用委託先及び運用委託投資信託の管理・モニタリング
投信プロダクト部	金商法及び投信法に基づく投資信託に関する開示書類の作成・届出及び管理に関する業務 投資信託に関するその他の開示書類の作成及び管理に関する業務
クライアント・サービス室	年金基金及び機関投資家向けクライアント・サービスに関する総合窓口業務
D C 推進室	確定拠出型年金市場の分析業務 確定拠出型年金向けビジネスの企画立案及び業務推進
債券運用・調査部	グローバル債券（本邦債券を含む）の調査 グローバル債券（本邦債券を含む）及びそれに準ずる証券への投資・運用、売買発注・執行に関する業務
アライアンス株式運用・調査本部	
株式運用部	日本及びアジアのグロース株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本及びアジアのグロース株式の投資調査に関する業務
バーンスタイン株式運用・調査本部	
株式運用部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、運用に関する業務
株式調査部	日本株を中心としたバリュー株式の投資戦略の策定、投資、調査に関する業務
ブレンド戦略運用部	グロース株式とバリュー株式を合成したスタイルブレンド株式運用戦略の策定、投資、運用に関する業務 スタイルブレンド株式と債券等を合成したバランス運用戦略の策定、投資、運用に関する業務
運用管理部	投資信託財産、投資顧問契約資産の運用管理及び運用管理帳票の作成・管理に関する業務 有価証券等の売買発注・管理に関する業務 投資顧問契約資産の運用状況に関する計数管理業務
ファンド計理部	投資信託財産の計理に関する業務 投資信託受益権の管理に関する業務 投資信託の設定・解約・償還に関する業務 投資信託財産の決算・監査に関する業務
リーガル・コンプライアンス本部	投資信託の運用・販売の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資顧問契約資産の運用の法令遵守についての管理監督に関する業務 投資信託・投資顧問の契約、各種契約書類の作成・管理に関する業務 監督官庁・協会との折衝及び承認申請・届出等に関する事項 会社全体の法務に関する業務
リスク管理部	リスク管理の推進・統括等に関する業務
内部監査部	各被監査部門に内包するリスクに応じた定期的な監査（内部統制の有効性の検証、問題点の指摘及びその解決策の提案）に関する業務
経理部	会社の経理・税務に関する業務
人事部	会社の人事・福利厚生に関する業務
インフォメーション・テクノロジー部	通信システム・情報システム及びその機器の管理に関する業務
アドミニストレイティブ・サービス部	会社の設備・スペース等の管理、業務支援に関する業務

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成21年6月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	84本	301,326百万円
追加型公社債投資信託	- 本	- 百万円
単位型株式投資信託	- 本	- 百万円
単位型公社債投資信託	- 本	- 百万円
合計	84本	301,326百万円

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第13期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第12期 (平成20年3月31日現在)	第13期 (平成21年3月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流 動 資 産				
預金			2,798,327	2,759,368
前払費用			90,045	191,881
未収入金		*1	518,715	2,187,266
未収委託者報酬			624,874	308,972
未収投資顧問料			2,905,685	1,696,404
未収消費税等			-	192,318
繰延税金資産			355,543	293,873
流 動 資 産 合 計			7,293,189	7,630,082
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		*2	394,702	1,129,540
器具備品		*2	133,362	381,250
有形固定資産合計			528,064	1,510,790
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	5,594	6,244
無形固定資産合計			7,798	8,448
投資その他の資産				
長期差入保証金			875,867	1,241,364
長期前払費用			-	98,099
繰延税金資産			141,908	211,326
投資その他の資産合計			1,017,775	1,550,789
固 定 資 産 合 計			1,553,637	3,070,027
資 産 合 計			8,846,826	10,700,109
(負債の部)				
流 動 負 債				
預り金			47,860	54,129
未払金				
未払手数料			148,865	76,075
未払委託計算費			6,193	3,301
その他未払金		*1	970,187	2,402,840
未払費用			251,364	473,470
未払法人税等			1,216,769	173,718
未払消費税等			146,065	-
賞与引当金			231,964	123,120
役員賞与引当金			-	16,620
流 動 負 債 合 計			3,019,267	3,323,273
固 定 負 債				
退職給付引当金			288,098	365,135
長期未払費用			-	77,486
固 定 負 債 合 計			288,098	442,621
負 債 合 計			3,307,365	3,765,894
(純資産の部)				
株 主 資 本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計			5,409,461	6,804,215
株主資本合計			5,539,461	6,934,215
純 資 産 合 計			5,539,461	6,934,215
負 債 ・ 純 資 産 合 計			8,846,826	10,700,109

(2)【損益計算書】

科 目	期 別	注記 番号	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
			金 額	金 額
営業収益			千円	千円
委託者報酬			6,686,943	4,002,651

投資顧問料	*1	9,977,949	6,167,403
その他営業収益	*1	297,172	1,886,868
営業収益計		16,962,064	12,056,922
営業経費			
支払手数料		2,291,198	1,312,963
広告宣伝費		84,598	68,891
公告費		2,109	2,307
調査費			
調査費		181,136	185,290
委託調査費	*1	3,557,843	-
図書費		7,950	4,901
委託計算費		251,978	207,888
営業雑経費			
通信費		68,238	48,453
印刷費		26,409	30,359
協会費		12,604	12,231
諸会費		3,408	1,837
営業経費計		6,487,471	1,875,120
一般管理費			
給料			
役員報酬		78,584	58,102
役員賞与		134,410	75,183
給料手当		2,681,507	2,438,605
賞与		889,242	689,346
交際費		15,092	9,451
旅費交通費		238,163	118,036
租税公課		62,684	54,537
不動産賃借料		515,057	1,000,616
退職給付費用		116,471	92,614
退職金		-	171,890
固定資産減価償却費		254,601	450,336
賞与引当金繰入		231,964	123,120
役員賞与引当金繰入		-	16,620
関係会社付替費用	*1	-	973,715
諸経費	*1	1,190,508	779,842
一般管理費計		6,408,283	7,052,013
営業利益		4,066,310	3,129,789
営業外収益			
受取配当金		2,385	2,469
受取利息		2,063	4,680
投資有価証券売却益		-	42
為替差益		880	-
その他営業外収益		-	74
営業外収益計		5,328	7,265
営業外費用			
為替差損		-	185
その他営業外費用		0	0
営業外費用計		0	185
経常利益		4,071,638	3,136,869
特別損失			
固定資産除却損	*2	8,255	156,148
損害賠償金		104,314	-
事務所移転費用		-	531,432
特別損失計		112,569	687,580
税引前当期純利益		3,959,069	2,449,289
法人税、住民税及び事業税		1,801,790	1,062,283
過年度法人税等		48,385	-
法人税等調整額		66,420	7,748
法人税等計		1,783,755	1,054,535
当期純利益		2,175,314	1,394,754

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)		第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	
	千円		千円	
株主資本				
資本金				
前期末残高		130,000		130,000
当期変動額		-		-
当期変動額合計		-		-

当期末残高	130,000	130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
任意積立金		
前期末残高	239	-
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期変動額合計	239	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,233,908	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	239	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,553	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
利益剰余金合計		
前期末残高	3,234,147	5,409,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,409,461	6,804,215
株主資本合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215
純資産合計		
前期末残高	3,364,147	5,539,461
当期変動額		
任意積立金の取崩し（注）	-	-
当期純利益	2,175,314	1,394,754
当期変動額合計	2,175,314	1,394,754
当期末残高	5,539,461	6,934,215

（注）平成19年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

重要な会計方針

期 別	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
項 目		
1 資産の評価基準及び評価方法		有価証券 其他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法により償却しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(内部造作)については定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 50年 器具備品 6 ～ 8年	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3 ～ 8年

	（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 有形固定資産は、従来、耐用年数を6年から50年として減価償却を行ってきましたが、平成19年11月21日付取締役会決議により、事業所の移転のため、現在使用している有形固定資産の一部について、移転の完了が見込まれる平成21年3月より後の使用が見込まれないこととなりました。そのため、これらの資産については、平成19年11月より、残存価額を零とし、平成21年3月までの期間において毎月定額償却しております。この結果、従来の方法に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が169,767千円減少しております。 (2)無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。	（会計方針の変更） 従来、有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）によっておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。当該変更は、当事業年度における事業所の移転を契機に、固定資産の使用状況の見直しを行った結果、当社の固定資産は経済的耐用年数期間中において安定的に使用されるため、各事業年度に減価償却費を均等に配分し、期間損益計算の一層の適正化を図るために行われるものであります。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 なお、当該会計方針の変更については、平成21年3月において事務所の移転を行ったことを契機として、当社の減価償却方法の見直しを行ったことによるものであり、具体的な検討が当中間会計期間末後に実施されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。これに伴う当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。 （追加情報） 有形固定資産は、従来、税法耐用年数を適用して減価償却を行っておりましたが、平成21年3月に事業所を移転したことに伴い、建物の使用状況等と比較した結果、従来採用していた耐用年数と実績に基づく使用可能予測期間に乖離が生じていることが判明されたため、使用可能予測期間に基づく経済的耐用年数を採用しております。経済的耐用年数の採用にあたっては、主に建物の賃貸借契約期間に基づき10年で償却を行っております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
--	--	--

3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありません。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。なお、当期末の計上額はありません。 (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左 (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金 同 左
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	同 左

会計処理方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
_____	（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

表示方法の変更

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
_____	（損益計算書） 前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりましたが「関係会社付替費用」は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。

追加情報

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
	(従業員賞与) 従業員に係る賞与のうち、従来は親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーが負担していた従業員報酬制度の一部を、平成20年4月1日より当社の賞与制度に移行しました。 この従業員賞与制度の採用に伴い、当事業年度より本制度の賞与支給額を賞与に含めて計上しており、未払分をその他未払金に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第12期 (平成20年3月31日 現在)	第13期 (平成21年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 487,535 千円 その他未払金 827,011 千円	未収入金 1,761,851 千円 その他未払金 906,129 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 404,653 千円 器具備品 387,388 千円	建物 9,491 千円 器具備品 79,724 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 5,984 千円	ソフトウェア 5,863 千円

(損益計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
投資顧問料 1,719,980 千円 委託調査費 3,557,843 千円 諸経費 356,331 千円	その他営業収益 1,886,868 千円 関係会社付替費用 973,715 千円
*2 固定資産除却損は、器具備品8,255千円であります。	*2 固定資産除却損は、以下のとおりであります。
	建物 141,821 千円 器具備品 13,953 千円 ソフトウェア 374 千円

(株主資本等変動計算書関係)

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	2,600	-	-	2,600

第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)			第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)																																																		
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引			ファイナンス・リース取引（借主側） （１）所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。																																																		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額			リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「２ 固定資産の減価償却の方法」に記 載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取 引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方 法によっており、その内容は以下のとおりであります。																																																		
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合 計</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>相当額</td><td>21,511</td><td>21,511</td></tr><tr><td>減価償却</td><td></td><td></td></tr><tr><td>累計額</td><td>13,844</td><td>13,844</td></tr><tr><td>相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相当額</td><td>7,667</td><td>7,667</td></tr></table>				器具備品	合 計	取得価額	千円	千円	相当額	21,511	21,511	減価償却			累計額	13,844	13,844	相当額			期末残高			相当額	7,667	7,667	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>合 計</td></tr><tr><td>取得価額</td><td>千円</td><td>千円</td></tr><tr><td>相当額</td><td>6,603</td><td>6,603</td></tr><tr><td>減価償却</td><td></td><td></td></tr><tr><td>累計額</td><td>3,901</td><td>3,901</td></tr><tr><td>相当額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高</td><td></td><td></td></tr><tr><td>相当額</td><td>2,702</td><td>2,702</td></tr></table>				器具備品	合 計	取得価額	千円	千円	相当額	6,603	6,603	減価償却			累計額	3,901	3,901	相当額			期末残高			相当額	2,702	2,702
	器具備品	合 計																																																			
取得価額	千円	千円																																																			
相当額	21,511	21,511																																																			
減価償却																																																					
累計額	13,844	13,844																																																			
相当額																																																					
期末残高																																																					
相当額	7,667	7,667																																																			
	器具備品	合 計																																																			
取得価額	千円	千円																																																			
相当額	6,603	6,603																																																			
減価償却																																																					
累計額	3,901	3,901																																																			
相当額																																																					
期末残高																																																					
相当額	2,702	2,702																																																			
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形 固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利 子込み法により算定しております。			リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額 及び期末残高相当額																																																		
<table><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr><tr><td>1年以内</td><td>4,846 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>2,821 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>7,667 千円</td></tr></table>			未経過リース料期末残高相当額		1年以内	4,846 千円	1年超	2,821 千円	合計	7,667 千円	<table><tr><td>未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr><tr><td>1年以内</td><td>1,803 千円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>899 千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,702 千円</td></tr></table>			未経過リース料期末残高相当額		1年以内	1,803 千円	1年超	899 千円	合計	2,702 千円																																
未経過リース料期末残高相当額																																																					
1年以内	4,846 千円																																																				
1年超	2,821 千円																																																				
合計	7,667 千円																																																				
未経過リース料期末残高相当額																																																					
1年以内	1,803 千円																																																				
1年超	899 千円																																																				
合計	2,702 千円																																																				
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース 料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、 支払利子込み法により算定しております。			なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が 有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支 払利子込み法により算定しております。																																																		
<table><tr><td>支払リース料及び減価償却費相当額</td><td></td></tr><tr><td>支払リース料</td><td>7,433千円</td></tr><tr><td>減価償却相当額</td><td>7,433千円</td></tr></table>			支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	7,433千円	減価償却相当額	7,433千円	<table><tr><td>支払リース料及び減価償却費相当額</td><td></td></tr><tr><td>支払リース料</td><td>5,373千円</td></tr><tr><td>減価償却相当額</td><td>5,373千円</td></tr></table>			支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	5,373千円	減価償却相当額	5,373千円																																				
支払リース料及び減価償却費相当額																																																					
支払リース料	7,433千円																																																				
減価償却相当額	7,433千円																																																				
支払リース料及び減価償却費相当額																																																					
支払リース料	5,373千円																																																				
減価償却相当額	5,373千円																																																				
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。			減価償却費相当額の算定方法 同左																																																		

（有価証券関係）

第12期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
該当事項はありません。

第13期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計	売却損の合計
2,042	42	-

（デリバティブ取引関係）

第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第13期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第13期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。	1.採用している退職金制度の概要 同左
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 288,098千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 365,135千円
3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 116,471千円	3.退職給付費用に関する事項 退職給付費用 92,614千円

（ストック・オプション等関係）

第12期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第13期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 26,359千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料 24,236千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同左

（税効果会計関係）

第12期 （平成20年3月31日現在）	第13期 （平成21年3月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 92,156 未払費用否認 93,386 賞与引当金損金算入限度超過額 94,386 減価償却超過額 69,079 貯蔵品 6,536 固定資産 退職給付引当金損金算入限度超過額 117,227 一括償却資産損金算入限度超過額 1,307 長期未払費用否認 8,894 親会社株式報酬制度負担額 14,480 繰延税金資産小計 497,451 評価性引当額 - 繰延税金資産計 497,451	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 16,469 未払費用否認 223,539 賞与引当金損金算入限度超過額 50,098 貯蔵品 3,767 固定資産 減価償却超過額 3,967 退職給付引当金損金算入限度超過額 154,912 一括償却資産損金算入限度超過額 1,015 長期未払費用否認 27,090 親会社株式報酬制度負担額 24,342 繰延税金資産小計 505,199 評価性引当額 - 繰延税金資産計 505,199
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整）	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整）

交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.3	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	2.5
その他	1.1	その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.1</u> %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>43.1</u> %

(関連当事者情報)

第12期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,572,058 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	無し	当社設定・運用商品の運用を再委託	投資顧問サービスの提供	1,719,980	-	-
								費用の立替払	741,740	未収入金	487,535
								投資顧問サービスの被提供	3,557,843	-	-
								諸経費の支払	44,537	その他未払金	827,011
								費用の立替払	1,229,764		

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	21,927	未収入金	1,768
								外国投資信託等に係る兼業業務収入	297,172	-	-
								費用の立替払	91	-	-
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	無し	出向者の派遣	費用の立替払	22,591	未収入金	1,445

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

第13期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,530,574 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,886,868	未収入金	1,719,841
							諸経費の支払	973,715	その他未払金	906,129

(注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・インベストメント・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニュー・キャッスル郡	16,505 千米ドル	証券業	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	67,277	未収入金	40,503
							費用の立替払	24	その他未払金	-

親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン香港リミテッド	中国香港	80,000 千香港ドル	投資顧問業	無し	出向者の派遣	費用の立替払 費用の立替払	31,006 710	未収入金 その他未払金	1,506 -
---------	-----------------------	------	-----------------	-------	----	--------	------------------	---------------	----------------	------------

- (注) 1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）

アクサ・フィナンシャル・インク（非上場）

アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項 目	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	2,130,561 円 97 銭	2,667,006 円 00 銭
1株当たり当期純利益	836,658 円 95 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	536,444 円 03 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項 目	第12期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)	第13期 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)
当期純利益（千円）	2,175,314	1,394,754
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,175,314	1,394,754
期中平均株式数	2,600	2,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
該当事項はありません。
また、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：株式会社りそな銀行

資本金の額：279,928百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称：S M B Cフレンド証券株式会社

資本金の額：27,270百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名 称：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

資本金の額：45億30百万米ドル（約4,124億円）（平成20年12月末現在）

米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝91.03円（平成20年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）を用いています。

事業の内容：米国1940年投資顧問法に基づき、投資顧問会社として登録され、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社はアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

平成21年1月8日 臨時報告書

平成21年2月25日 有価証券報告書

平成21年2月25日 有価証券届出書

平成21年4月1日 臨時報告書

平成21年4月1日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年7月27日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成20年11月26日から平成21年5月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成21年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加藤 真美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月26日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

櫻井 雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成20年5月27日から平成20年11月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・グローバル・インカム・ファンドの平成20年11月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。